

けやき台自治会役員選出に関する規則

平成22年4月25日
規則第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、けやき台自治会会則第26条に規定する役員の選出方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 役員の選出にあたっては、幅広く会員の中から役員候補者を募るため、会員、役員、班長その他関連団体から役員候補者の推薦を求め、本会の役員にふさわしい候補者を選出するよう努めるものとする。

2 役員候補者は、けやき台に住所を有し、かつ居住の実態があることを必須条件とする。

(選出方法)

第3条 次年度の役員の選出は、次の各号に掲げる方法により、行うものとする。

(1) 会長

会員、役員、班長及び関係団体の推薦により選出する。推薦による選出ができない場合は、現年度の会長、副会長、局長の中から互選により選出する。

(2) 地区委員長(副会長)

会員、役員、班長及び関係団体の推薦により、各地区より選出する。推薦による選出ができない場合は、当該地区の次年度の班長の中から互選により選出する。この場合、地区委員長が選出された班は再度班長、副班長を選出する。

(3) 事務局長

会員、役員、班長及び関係団体の推薦により選出する。

(4) 部長

会員、役員、班長及び関係団体の推薦又は次年度班長の中から互選により選出する。なお、部長が選任された班は再度班長、副班長を選出する。

(5) 監査役

会員、役員、班長及び関係団体の推薦により選出する。

(6) 相談役

必要に応じ、当該前年度役員会が選出する。

(7) 参与

必要に応じて会長が委嘱する。

(欠員補充)

第4条 任期途中で役員に欠員が生じた時は、第2条1項の規定に関わらず、必要に応じ現年度の役員の互選によりこれを補充し、速やかに会員に報告する。

2 前項の規定により補充した場合は、定期総会において報告する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 2 日から施行する。